

民法（家族法）における差別的規定の改正を求める会長声明

本年9月4日、最高裁大法廷は、婚外子の法定相続分を婚内子である子の2分の1とする民法第900条4号ただし書前段(以下「本件規定」という。)について、「父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきている」との理由から、「立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われて」いるとして、憲法14条1項に違反して無効であると判示し、本件規定を合憲であるとした最高裁大法廷1995年7月5日決定を変更した。

当会は、既に2010年（平成22年）3月26日、「民法（家族法）の早期改正を求める会長声明」を発し、同声明において、日本国憲法が定める個人の尊厳と両性の本質的平等（24条2項）を尊重する立場から、選択的夫婦別姓制度の導入等の他、婚外子の相続差別規定についても早期の改正を求めていたものであるが、上記決定はこれまでの当会の主張とも合致する極めて妥当なものであって、高く評価する。

1996年（平成8年）には、法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」を総会で決定し、男女とも婚姻適齢を満18歳とすること、女性の再婚期間の短縮、選択的夫婦別姓の導入、及び婚外子の相続差別撤廃を答申していた。2010年（平成22年）には、上記要綱と同旨の法律案が政府により準備されていた。

また日本は、国際人権規約の自由権規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約及び社会権規約を批准しており、これらの条約に沿うよう国内法を整備しなければならない義務を負っているところ、国連の自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会、子どもの権利委員会、及び社会権規約委員会から、本件規定を含むこれら差別的規定について繰り返し懸念を表明され、是正のための早急な立法措置を講じるよう勧告がなされてきたところである。

にもかかわらず、未だに本件規定を含む差別的規定について法改正が行われず、放置されている。

よって当会は、国に対し、本件規定の改正を直ちに行うことと併せて、婚姻適齢に男女の差を設ける民法第731条、女性について不合理な再婚禁止期間を定める民法第733条、夫婦同氏を強制する民法第750条等、家族法における差別的規定についても、速やかに改正することを強く求めるものである。

2013（平成25）年10月31日

宮崎県弁護士会

会長 西田 隆二